

久喜市空き家の活用サポート窓口（通称：いえかつKUKI）  
事業者募集要領

**1 目的**

地域の各専門事業者等が、空家等に関する問題に対し、所有者等に寄り添い相談に応じることにより、空家等の流通や適切な相続等を促進し、市の人口増加や地域活性化につなげる。  
また、市民等に管理不全な空家等の情報提供を広く呼びかけ、これらの情報を基に、所有者等へ適切な管理を促すとともに利活用の周知につなげる。

**2 事業名**

久喜市空き家の活用サポート窓口（通称：いえかつKUKI）

**3 実施期間**

協定締結後から令和9年3月31日まで

**4 事業内容**

- (1) 相談者の対象  
空家等の所有者又は相続予定者
- (2) 業務内容  
不動産事業者：売買、賃貸、管理、リフォーム、解体等  
弁護士・司法書士：空き家の相続に関する事項
- (3) 本事業の実施状況等の報告  
事業者は、本事業の進捗状況及び成果について、市へ報告するものとする。

**5 事業実施に伴う費用について**

本事業の実施に必要な費用は、全て事業者の負担とする。  
なお、相談者からの依頼による各種調査などに必要な費用については、相談者の負担とすることは可能とする。

**6 応募資格**

**【不動産事業者】**

- (1) 市内に事業所を置き市内で事業を行ってから5年以上経過していること。
- (2) 宅地建物取引業免許を取得していること。
- (3) 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉本部に入会していること。
- (4) 県が公表している宅地建物取引業法に基づく監督処分結果一覧表に掲載されていないこと。
- (5) 土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること。
- (6) 市街化調整区域内の土地又は土地付き中古住宅の売買、賃貸の代理又は仲介の実績があること。
- (7) 自社の電話、FAX及びホームページがあること。

#### 【弁護士】

- (1) 久喜市内に事務所を置いていること（法人の場合は主たる事務所が久喜市内であること）。
- (2) 経験年数が5年以上であること。
- (3) 埼玉弁護士会に所属していること。
- (4) 事務所の電話、FAX及びホームページがあること。

#### 【司法書士】

- (1) 久喜市内に事務所を置いていること（法人の場合は主たる事務所が久喜市内であること）。
- (2) 経験年数が5年以上であること。
- (3) 埼玉司法書士会に所属していること。
- (4) 前年度、日本司法書士会連合会が定める単位制研修を必要単位（12単位）以上取得していること。
- (5) 事務所の電話、FAX及びホームページがあること。

### 7 応募書類

#### (1) 提出書類

本事業へ参加する事業者は、下記書類を作成し提出すること。

##### 【不動産事業者】

- ・久喜市空き家の活用サポート窓口事業者申請書（様式第1号）
- ・市内に事業所を置き市内で事業を行ってから5年以上経過していることが分かる書類
- ・宅地建物取引業免許証の写し
- ・公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会埼玉本部へ入会していることが分かる書類
- ・宅地建物取引業経歴書（様式第2号）

##### 【弁護士】

- ・久喜市空き家の活用サポート窓口事業者申請書（様式第1号）
- ・埼玉弁護士会が発行する会員を証する書類

##### 【司法書士】

- ・久喜市空き家の活用サポート窓口事業者申請書（様式第1号）
- ・埼玉司法書士会の会員証の写し
- ・日本司法書士会連合会が定める単位制研修を必要単位（12単位）以上取得していることが分かる書類

#### (2) 提出方法

上記提出書類一式を交通住宅課まで持参又は郵送すること。

ただし、郵送の場合は、簡易書留等を設定すること。

### 8 審査方法

- (1) 提出された応募書類の内容を審査し、要件を満たしているか確認する。
- (2) 要件を満たしている事業者はすべて本事業の事業者とする。

### 9 審査結果通知

審査結果は、全事業者に通知する。

## 10 失格要件

市は、連携を締結した事業者が、次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とし、協定を取り消すことができる。

- (1) 「応募資格」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の事実により協定を締結したと認められるとき。
- (3) 審査の公平性を害する行為や審議に反する行為があったと認められるとき。

## 11 協定の締結等

- (1) 本事業の協定の締結は随時とする。
- (2) それぞれの事業者と協定を締結するものとする。
- (3) 協定書は2部作成し、各々保管するものとする。

## 12 その他

事業者は、協定締結期間の終了又は協定の取り消しなどにより、本事業を継続しないこととなったときは、相談者に不利益が生じることのないよう市と協議しながら対応するものとする。

## 13 問合せ先

担当課

久喜市 市民部 交通住宅課（担当者 岡嶋、福地）

所在地 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3 3階

連絡先 電話 0480-22-1111（内線2638）

FAX 0480-22-3319

メールアドレス kotsu@city.kuki.lg.jp